

令和 8 年度版

入園のしおり



豊田市立大畑こども園

〒470-0352

豊田市篠原町片坂40-6

TEL0565-48-8288

園携帯 090-6355-2424

この「しおり」は1年間使います。大切に保管しておいてください。

も く じ

1	教育及び保育の基本理念	-----	P. 1
2	めざすこども像・教育及び保育目標	-----	P. 1
3	保育時間	-----	P. 4
4	一日の保育内容	-----	P. 5
5	食事とおやつ	-----	P. 5
6	行事について	-----	P. 8
7	健康管理	-----	P. 9
8	家庭の協力	-----	P. 13
9	災害等の発生が予測される場合の登降園等	-----	P. 16
10	保育料等	-----	P. 17
11	状況が変わった場合の手続きについて	-----	P. 24
12	保育支援アプリの利用	-----	P. 25
13	その他の取り組み	-----	P. 26
14	その他の注意事項	-----	P. 28
	こども園等一覧表	-----	P. 29
	園生活に必要な持ち物及び準備していただくもの	-----	P. 32

1 教育及び保育の基本理念

こどもが安定した情緒の基で、十分に自己発揮ができるように環境を整え、健康・安全で乳幼児期にふさわしい生活が展開できるようにします。

その中で、心身の発達を助長し、社会の変化に対応できる「豊かな人格形成」と「生きる力」の基礎を育成することを踏まえ、次の3点を基本理念とします。

- ・ 愛する心、豊かな心をもった健康で活力のあるこどもを育てる
- ・ 自ら考え、主体的に行動できる力を育てる
- ・ 道徳性の芽生えを培い、豊かな人間性の基礎・基本を育てる

2 めざすこども像・教育及び保育目標

幼稚園教育要領・保育所保育指針・幼保連携型認定こども園教育・保育要領の趣旨を受け止め、基本理念に基づき、乳幼児期の発達と地域の実態を踏まえ、環境を通して行う保育を基本姿勢として、こどもの生きる力の基礎を培うために、次のような「めざすこども像」・「教育及び保育の目標」を掲げています。

めざすこども像

- ・ 心身ともにたくましく、生き生きと活動するこども
- ・ 愛情や信頼感をもち、友達と関わって遊ぶこども
- ・ 身近な環境に関わり、試したり、考えたりするこども

教育及び保育の目標

- ・ 十分に養護の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中でこどもの様々な欲求を満ちし、生命の保持及び情緒の安定を図る
- ・ 健康、安全な生活に必要な基本的な生活習慣や態度を育み、健康な心身の基礎を培う
- ・ 人との関わりを大切に人への愛情や信頼感を育て、自立と協調の態度や道徳性の芽生えを培う
- ・ 身近な自然や社会の事象について興味・関心を育て、豊かな心情や思考力の芽生えを培う
- ・ 生活の中で言葉への興味・関心を育て、喜んで話したり聞いたりする態度を養う
- ・ 様々な体験を通じて豊かな感情を育て、創造性の芽生えを培う
- ・ 保護者と子育ての喜びを共感することを支援の柱として、安定した親子関係や養育力の向上をめざし、園の特性や保育の専門性を生かして相談、助言、行動見本などを示し援助する
- ・ 共に生活する中で、一人一人の個人差や多様性を認め、尊重する心を育てる

保育環境

こども園

- ① こどもの発達をふまえて、集団生活の中で一人一人の良さや可能性を伸ばしていく
- ② 「生活」と「遊び」を通して人間関係・言葉・創造性など様々な力が育つようにする
- ③ 「豊かな遊びは綿密な計画から」こども達がより望ましく成長していくためにこども達の発達に必要な計画を立て環境を作り、援助をする

元気よく遊ぶ子

よく考え工夫する子

思いやりのある子

家庭との連携

- ① 家族に見守られている
安心感
- ② 登降園時の挨拶・情報交換
- ③ 園だより、配信などで
お子さんの姿を知らせる
- ④ 子育てについて語る
機会をつくり、親子も一緒に育ち合う

地域とのつながり

- ① 行事中での協力体制
- ② 地域の方々との触れ合い
・読み聞かせボランティア
・地域高齢者との触れ合い交流
・駐在さんの見守り
- ③ 地域に園外保育に出かける
- ④ 地域の文化に触れる
・地域からの発信
(夏祭り・秋祭り・保見ふれあい祭りなど)

地域環境

大畑こども園の概要

<地域の特性>

本園は、昭和26年5月1日に保見村立保育園として認可・設置。豊田市の北部、猿投山の西側に位置し、国道155線が南北に伸びています。園の西を愛知環状鉄道が走り、篠原と八草の二つの駅があります。豊田市北の玄関口、グリーンロードの八草インターから近い位置にあります。

保護者の会駐車場、ハイジの丘は、長年地域の方々の御厚意により貸していただいています。

5月のこどもの日に向けての「親子こいのぼりあげ」（昭和60年ごろより）は、地元の4地区の区長様方などの御協力により、40年近く続く伝承的な触れ合い行事です。こども園の親子ばかりでなく、地域の未就園児親子も楽しみにしている地域の風物詩となっています。30匹程の鯉のぼりが大空に泳ぐ姿は壮観です。

<大畑こども園の主な沿革>

昭和	26.	5.	1	保見村立保西保育園として設立 認可
	42.	4.	10	豊田市と合併により豊田市立大畑保育所に 名称変更
	48.	2.	8	新築移転 豊田市立大畑保育園となる
平成	13.	12.	15	創立50周年記念式典
	17.	2.	15	園舎改装工事完了
	20.	4.	1	豊田市の施策方針（幼保一体化）により 豊田市立大畑こども園に名称変更
	23.	10.	6	創立60周年記念人形劇

<令和8年度 クラス編成>

5・4・3歳児 ぞう組・ぱんだ組・うさぎ組複合クラス

3歳児保育で大切にしたいこと	「安心 安定 その子らしく」 保育者をよりどころとして、一人一人が安定し自己発揮していく時期
4歳児保育で大切にしたいこと	「友達と自分との違いに気付いて、友達と共に遊ぶことを楽しむ」 友達と一緒に遊ぶ楽しさを感じていく時期
5歳児保育で大切にしたいこと	「友達と伝え合ったり協力したりして、友達との関わりを深める」 友達との関わりを深め、共通の目標に向かって一緒に活動する時期

<地域環境など>

- ・ 園周囲のハイジの丘やヤッホー山は、こども達が自然を感じる場となっています。
- ・ 大畑小学校が隣接し、小学生との交流をします。また、絵本の読み聞かせボランティアさんが毎週月曜日に来園されます。読み聞かせは、絵本や紙芝居など季節に合わせた内容を選んでくださっています。
- ・ 地元の講師の方の御協力で、5歳児は茶会や琴遊びなども経験します。
- ・ 誕生会の催し物は、職員や豊田市内外の講師やボランティアの方々の御協力を得て行っています。内容は大型絵本・人形劇・職員劇・お話し会などです。
(4、5歳児の誕生児の保護者は参加予定)

3 保育時間

こども園の保育時間は以下の4つに分かれます。基本的な保育時間は午前8時30分から午後3時まで(月曜日から金曜日)です。早朝・延長・土曜日保育を実施している園もありますので、仕事等の状態に応じ、最長で午前7時30分から午後7時まで(月曜日から土曜日)の保育が可能です。早朝保育等の時間は園により異なります。詳しくは、P29～P31のこども園等一覧で御確認ください。

◆早朝・延長・土曜日保育は家庭保育が可能な場合は利用できません。

早朝・延長・土曜日保育については保護者の就労形態等に応じ保育を実施するため、申請時に保育が必要である旨を証明する書類の提出を求めます。この証明により利用時間が決定します。

なお、早朝・延長・土曜日保育の申請、取消しは利用月の前月25日までに園へ申請書を提出してください。原則、利用月中の変更はできません。

家庭保育が可能な場合は、基本保育時間【午前8時30分から午後3時(月から金)】のみ利用が可能です。

●留意事項

- (1) 入園当初は、園での生活に慣れるまでこどもの状態に合わせて、保育時間を短縮しております。御協力をお願いします。
- (2) 登降園は、必ず保護者で責任をもち、決められた時間を守ってください。止むを得ぬ事情により遅れてしまう場合等は、前もって連絡を入れてください。
- (3) 家庭での親子のふれあいが、こどもの成長にとって、とても大切です。家庭での保育が可能な場合は、早朝・延長・土曜日保育は利用できません。

4 一日の保育内容

時 間	幼児（3歳以上児）
8：00	早朝保育
8：30	○登園 ・観察、所持品の整理
9：00	○遊び、活動 ・自発的な遊び ・課題のある活動
11：45	○昼食
13：00	○遊び・自発的な活動 ○昼寝（3歳児 原則4月～12月 4・5歳児 夏季休業保育中）
14：15	○片づけ・降園準備
15：00	○降園
16：00	延長保育最終降園

5 食事とおやつ

給食は、こどもの発達に合わせ、乳児（3歳未満児）、幼児（3歳以上児）にわけて栄養士が献立を作成し、実施しています。

献立表は毎月末に翌月分をコドモンで配信又は家庭に配布します。

〈幼児食〉

- 給食センター等から調理・配送されます。こどもの心身の発達を促すために、必要な栄養をとりながら、みんなと一緒に楽しく食事をするにより、好き嫌いのない食事やマナー等のよい習慣を身につけます。
- 土曜日は、簡易給食(調理パン等)となります。(土曜給食は園により多少異なります。)

〈その他〉

- 食物アレルギー対応は生活管理指導表に基づいて行います。詳細は園に御相談ください。
- 園外保育等のときは、弁当の持参をお願いする場合があります。あらかじめお知らせしますので、御協力ください。
- 献立内容等は各園の行事等で多少異なることがありますので、御承知ください。
- 春季・夏季休業保育期間、年末年始前後について、原則給食を提供しますが、3～5歳児について、給食センター等休業日、平日の園全体の利用者数が10人未満等、給食を実施できない場合は、弁当の持参をお願いします。
- 給食センター等の施設保守点検や修繕のため、給食を中止することがあります。その期間、幼児は、弁当持参となりますので御協力ください。なお、期間については、あらかじめお知らせします。

豊田市こども園の給食における食物アレルギー対応について

豊田市役所こども・若者部保育課

豊田市では、食物アレルギーを有する園児の安全を最優先とし、健やかに成長できるように、以下の対応をとっています。詳細については園とご相談ください。

1 対応方針（乳幼児共通）

◆対象のアレルゲン(原因食品)食品について完全除去対応(提供するか、しないか)を行います。

食品の量、調理方法等によつての対応は原則行いません。

◆ご家庭で食べたことのない食品は提供できません。

給食で提供される食品について、入園前にご家庭で食べていただくようお願いします。

◆医師の診断指示「園生活管理指導表」に基づき対応します。

食物アレルギーがある場合は、必ず医療機関を受診し、園生活での管理・配慮が必要か不要かについて医師の診断を受け、必ず園にご相談ください。

◆重度のアレルギー症状をお持ちの場合、給食の提供ができない場合があります。

コンタミネーション[※]等ごく微量で発症する可能性がある場合は、安全な給食の提供が困難なため、弁当を持参いただくようお願いいたします。

※コンタミネーションとは、食品を製造する際に、原材料としては使用していないにも関わらず特定原材料等が意図せず混入する場合があります。

2 乳児給食について

◆園で食材を購入し、調理を行い、給食を提供します。

◆原則、園で除去食、代替食を提供します。

◆園から配布される乳児献立一覧表と乳児献立表を、園と保護者で確認し対応していきます。

3 幼児給食について

◆給食センター等から調理・配送される給食を提供します。

◆対象のアレルゲン(原因食品)を含む料理・食品は提供しない対応を行います(無配膳対応)。

無配膳対応をした料理・食品の代替について、弁当を持参いただくようお願いいたします。

◆豊田市の給食における食品等の扱いについて以下のルールがあります。

・そば、落花生（ピーナッツ）、くるみの使用はありません。くるみを除くナッツ類、キウイフルーツ、いくら、あわびについて、食材そのものは使用しませんが、加工品や調味料に微量に含まれる場合があります。

・給食センター等で調理する料理については、75℃で1分間以上加熱したものを提供しています。ただし果物は生で提供する場合があります。

◆園から配布される献立一覧表と食物アレルギー原因食品一覧表を、園と保護者で確認し対応していきます。

◆園と小学校の献立は一部異なります。入学前に小学校の献立を確認するようお願いします。

お子様のアレルギーについて、 入園前に医療機関で診断を受けましょう

①園から「園生活管理指導表」をもらう。



②医療機関を受診する。



③診断が確定し、園での管理が必要な場合は「園生活管理指導表」を
医師に記入してもらう。



④園に「園生活管理指導表」を提出する。
園生活におけるアレルギー対応について園と保護者で相談する。



もしかしてと思ったら、かかりつけ医に相談してみましょう

食物アレルギーと間違いやすい症状



ヒスタミンによる 食中毒

鮮度の低下した赤身魚を食べると、魚
中のヒスタジンがヒスタミンに変化し、
じんましんなどの症状が出ます。

乳糖不耐症

牛乳を飲むとおなかが
ゴロゴロすることがあり
ます。これは、消化不良
による症状です。



やまいもやきゅうり等 による「仮性アレルギー」

野菜や果物の中には、食物アレル
ギーと似た症状(かゆみなど)を引き起
こす成分が入っているものがあります。



※食物アレルギーのある人でアトピー性皮膚炎を伴うことはありますが、アトピー性
皮膚炎だからといって、食物アレルギーがあるとは限りません。

※一般的には、乳幼児期に発症した食物アレルギーの90%は、6歳までに治ると
言われています。

「園生活管理指導表」が必要と思われる場合は、園に御連絡ください。

6 行事について

集団生活を通してこどもの成長、発達等を促すため、おおむね次のような行事を行っています。あくまでも予定ですので、変更することがあります。

月	行事名	月	行事名
4月	★入園式（3歳児）（10） 進級式（4・5歳児）（10） ★親子こいのぼりあげ（17） 昼寝開始（3歳児）（17） ★親子こいのぼりあげ予備日（20） こどもの日を祝う会（23）	10月	★運動会（2） AFCサッカー教室（4・5歳児）（14） 琴遊び（5歳児）（20） ★保育参観・子育て講座（23） 社会見学・弁当（5歳児）（30）
5月	AFCサッカー教室（4・5歳児）（12） 交通安全唱和開始（13） ★保育参観・クラス懇談会（21） 総合野外センター・弁当（5歳児） 六所山にて（26）	11月	徒歩遠足・弁当（6） 園内発表会（26）
6月	豊田キッズサッカー（5歳児） 伊保こども園にて（10） 交通安全講習会（4・5歳児） 交通安全学習センターにて（11） お茶会（5歳児）（16） プール開き（17） カレーパーティー（24）	12月	★ふれあい発表会（祖父母）（2） ★生活発表会（保護者）（4） もちつき会（10） お楽しみ会（17）
7月	七夕会（7） ★希望懇談会（7～10） 防サイ君（4・5歳児）（10） プール納め（17）	1月	新年おめでとう会（7） ★個別懇談会（12～18） AFCサッカー教室（4・5歳児）（20） ★3歳児発表会（21）
8月		2月	豆まき会（3） ★入園・進級説明会（18） おこしものづくり（25）
9月	夏のお楽しみ会（1） ★園小合同土砂災害引き渡し訓練（8） 園内運動会（29）	3月	ひな祭り会（3） お別れ会（9） ★ありがとう会（5歳児）（12） ★卒園式（5歳児）（23）
その他	★パパママ先生（6/30、7/9、1/12、2/10）希望される方 ・消防署指導避難訓練（未定） ・不審者訓練 ・リスク回避プログラム		
毎月	誕生会（★4・5歳児保護者参加）・交通安全指導・避難訓練		

- ・★は保護者参加の行事です。
- ・保護者の方が年間を通じて園の行事に参加される時は、スリッパを持参してください。
- ・遊戯室での行事の時は**北園舎のテラス（絵本の部屋前）**よりお入りください。園内の移動は、**うさぎ組横通路**からお回りください。
- ・学齢の記載がないものは、3・4・5歳児すべて対象です。

7 健康管理

乳幼児期は心身共に著しく成長し、人として健康な生活を送る基礎をつくるきわめて大切な時期です。こどもが元気にすくすくと育つために、家庭と園が十分連絡を取り合っでこどもの成長を見守ることが必要です。園でこどもが楽しく過ごせるように御協力をお願いします。

(1) 基本的な生活習慣を身につけましょう。

成長・発達途上のこどもが健康に過ごすために、「生活リズムの安定」を保つことが基本です。毎日の生活の中で「早寝・早起き」「一日3回のバランスの良い食事をとる」ことを繰り返すことで、十分な睡眠と栄養が取れ、元気に遊ぶことができます。大人中心の生活ではなく、こどもの生理的なリズムに合わせましょう。

- ①早寝、早起きをしましょう。夜9時には布団に入ることを目標としましょう。
- ②大人と一緒に朝食をしっかり食べましょう。
- ③朝、登園前にトイレに行きましょう。

(2) 清潔について

- ① 手洗い、うがいは感染予防の基本です。こどもがかかりやすい感染症はウイルス性の病気が多く、手洗い、うがいで予防できるものも多くあります。家庭でも手洗い、うがいの習慣化に心掛けてください。
- ② 感染予防、けがの予防のために爪を短く整えましょう。長い爪は細菌、ウイルスが溜まりやすく不潔になります。また、友達の顔や手をひっかくと傷になってしまいます。
- ③ 毎日入浴し、皮膚を清潔に保ちましょう。入浴後は清潔な肌着を着せてあげましょう。皮膚を汚れたままにしておくと感染症を引き起こす原因になります。入浴は病気から身体を守るだけでなく、精神的な安定も図れます。病気等で入浴ができない場合は手足やお尻、陰部、赤ちゃんの場合は首の周りも拭いてあげましょう。
- ④ 目や皮膚の病気の予防のため、髪の毛は短くするか、結んであげましょう。

(3) 日頃の健康管理について

- ① 持病や体質的に配慮を要する場合は、あらかじめお知らせください。状況により、主治医の診断書等の提出をお願いする場合があります。
例) 小児ぜんそく、アレルギー体質(過敏症)、ひきつけ、けいれん、
関節がはずれやすい、医療的ケアがある、その他継続的に受診している 病気等
- ② 熱がある等いつもと異なる体調の場合は、早めに休養し、ゆっくりと体調の回復を待ちましょう。また、体調が回復してから登園しましょう。
- ③ こどもは体温調節が未熟です。周囲の大人が季節や活動に応じてこまめに衣類を調節することで、次第にこども自身に調節する力が養われます。着脱しやすく、活動しやすい衣服を整えてください。また、こどもは代謝が激しく、汗をかきやすいので汗を吸収しやすい下着を着せて登園させてください。

(4) 体調を悪くしたら

体調が悪い場合は、十分な栄養を取り、安静にすることが大切です。また、こどもの病気は急に状態が変わることもあります。体調の変化に合わせて早めに受診し、悪化しないようにしましょう。

こんな時は家で様子を見て、早めに受診しましょう。

- ぐずる、泣いてばかりいる
- 元気がなく、食欲がない
- 熱がある
- ぐったりしている
- 下痢、嘔吐がある
- 痛がる
- 湿疹などのブツブツがある
- 朝、なかなか起きられない
- 目やにが出ている

※こどもは、自分の状態をきちんと伝えることが十分できません。朝の忙しい一時ですが、しっかりと目を合わせ、スキンシップをし、こどもの表情や体の状態など、小さな変化に気を配りましょう。

(5) 薬の使用について

園では、原則、こどもに薬を飲ませる、塗る等はいりません。

- ・保育時間中に薬が必要な場合は、可能な限り保護者が来園して実施して下さるようお願いいたします。
- ・受診した医療機関で現在通園していることを伝え、保育時間中に薬を使用しなくてもよいように使用時間や薬の種類の変更等が可能かを相談してください。
- ・上記が共にできない場合は、園に相談してください。
- ・医師の指示に基づかない市販薬等の対応はできませんので、御了承ください。

(6) 病児保育について

病気やけがの回復期にあり、集団保育が困難な場合に、病児保育室の利用ができます。詳細は園にある「豊田市病児保育事業利用のご案内」を参照ください。ただし、施設利用定員は限られていますので、良き協力者を探しておくことも大切です。

病児保育室

すくすくの森 (すくすくこどもクリニック隣) 豊田市東山町 2-2-9 TEL80-1633
ぴよっこ (豊田厚生病院内) 豊田市浄水町 1 丁目 58 番地 1 TEL43-5082
ぴーぽらんど (トヨタ記念病院) ※実施方法・使用様式等が異なるので、トヨタ記念病院のホームページで確認してください

(7) 園での定期健康診断等について

- ① 病気や異常を早期発見するために園医等による定期健康診断を実施します。(内科、歯科、尿検査、視力検査(年中・年長のみ))
診断の結果、疾病や精密検査等のお知らせがあった場合は、速やかに医療機関を受診してください。

- ② 相談事項等があれば事前に配付する「定期健康診断事前調査票」に御記入ください。
- ③ 1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査は、園での健康診断とは内容が異なりますので、市から届く通知に従って必ず健診を受けてください。

(8) 園で体調が悪くなったら

体調が悪くなった場合は、連絡します。早めにお迎えに来ていただき、医療機関を受診してください。園で感染症が流行している時は、受診の際、現在通園している園で感染症が流行していることを医師に伝えてください。

けがをした場合は応急処置をし、状況を連絡します。必要に応じてお迎えをお願いする場合があります。

＜こんな時は連絡します。御理解と御協力をお願いします。＞

- ・ 発熱や頭痛、腹痛、おう吐、下痢等で状態が回復しない
- ・ いくつかの症状が重なって見られる
- ・ 食事や水分がとれない
- ・ いつもと様子が違う
- ・ 地域の感染症の流行状況から判断した場合

(9) 感染症について

- ① こどもが感染症にかかったら、直ちに園へ連絡してください。
- ② 感染症によって、医師の指示により他の児童へ感染のおそれがないと判断されるまで登園停止となるものがあります（学校保健安全法施行規則18・19条）。
- ③ 登園停止となった感染症の内、治ゆした証明が必要な場合があります（下表1のとおり）。提出が必要な場合は園から指示させていただきます。提出の方法については、下記のとおりです。

豊田加茂医師会加盟医療機関に「治ゆ証明書」が置いてあります。医療機関で証明を受け、登園時に、園へ提出してください。豊田加茂医師会に加盟している医療機関で受診した場合の文書料（証明料）は、市で負担します。

○豊田加茂医師会加盟医療機関（豊田加茂医師会ホームページ）

医療機関については、以下のアドレスまたは QR コードから確認してください。

<https://www.toyotakamoishikai.or.jp/search/>



（豊田加茂医師会加盟でない医療機関で、治ゆ証明書が発行された場合の文書料は保護者負担となります。）

- ④ 感染力が非常に強い感染症（インフルエンザ等）については、感染拡大防止のため、クラス等に対して登園自粛の措置をとることもありますので、御承知ください。
- ⑤ 予防接種により、発症を予防できる感染症があります。市から予防接種の通知が来たら、体調を整えて早めの接種をお願いします。

- ⑥ 清潔、不潔に関係なく、年間を通してアタマジラミの発生が見られます。髪の毛から髪の毛へと付着し広がりますので、発生したら直ぐ駆除等に御協力ください。

表1 治ゆ証明書が必要な感染症 (R7.10 時点)

治ゆ証明書が必要な感染症	登園停止期間の基準
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
風疹（三日はしか）	ほっしん 発疹が消失するまで
流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	じかせん がっかせん ぜっかせん しゅちよう 耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
水痘（水ぼうそう）	ほっしん かひか すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱	しやうたい 主要症状が消退した後2日を経過するまで
腸管出血性大腸菌感染症 流行性角結膜炎（はやり目） 急性出血性結膜炎、結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師が感染のおそれがないと認めるまで
溶連菌感染症	抗菌薬内服後24時間が経過するまで

※以下のインフルエンザ・新型コロナウイルス感染症は、治ゆ証明書は不要ですが、感染拡大防止のため、登園停止期間の基準を過ぎてから登園するようにしてください。

感染症名	登園停止期間の基準
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱後3日を経過するまで
新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで

※その他の感染症（伝染性紅斑（りんご病）、とびひ、手足口病、ヘルパンギーナ、感染性胃腸炎等）についても、治ゆ証明書は不要ですが、医師の判断により集団生活が困難と判断された場合は、登園できないことがあります。

（10）新型インフルエンザ等が発生した時

病原性の高い新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活や国民経済に甚大な影響を及ぼしそうな場合には、国民の生命・健康の保護、国民生活・国民経済に及ぼす影響を最小限にするため、「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」が行われます。

必要に応じて、保育施設の臨時休園を行う場合があります。

<尿や便、おう吐物、泥、血液で汚れた衣服の取り扱いについて>

保育者は、ノロウイルス等による感染性胃腸炎が園内でまん延しないよう、手洗い、うがい、換気を中心に衛生管理に十分心がけています。集団感染の原因の一つとして、保育者の「手」を介して広がる二次感染があります。

尿、便（普通便・下痢便ともに）、おう吐物、血液が付着した場合は感染防止のため、固形物のみ取り除き洗わずにお返しします。また、おう吐、下痢で汚れた衣服については、感染症予防のため、以下の要領で取り扱います。

◆汚れた衣服の取り扱いについて◆

- ・園内でおう吐物、便で汚れた衣類の汚れは、保育者の着衣や周辺にウイルスなどが飛び散らないよう静かに大まかな汚れだけを落としています。（水洗いはしていません）ウイルスなどの広がりを最小限にして二次感染を防止するため、細かい汚れまでは完全に落としていませんので御了承ください。
- ・血液は医学的に感染物と考え、鼻血や怪我等で衣服に血液が付着した場合も水洗いは行いません。袋に入れて返却しますので、御自宅で処理をお願いします。
- ・安全な保育を考慮し、尿や泥などで汚れた場合も水洗いは行いません。

◆御自宅で汚れを落とすときに心がけてください◆

- ・窓を開け、十分換気をしてください。
- ・使い捨て手袋、使い捨てマスクを使用すると、二次感染を防止するのに効果的です。
- ・塩素系の消毒液を使用する、または、85℃の熱湯で1分間以上つけることで消毒の効果が得られます。ただし、素材によっては縮んでしまう場合や、塩素系の消毒液は色落ちする場合がありますので、気をつけてください。
- ・他の洗濯物と分けて、最後に洗濯をしてください。
- ・片づけ時、周りを汚さないように気をつけてください。
- ・最後に石鹸で、しっかりと手洗いをしてください。

8 家庭の協力

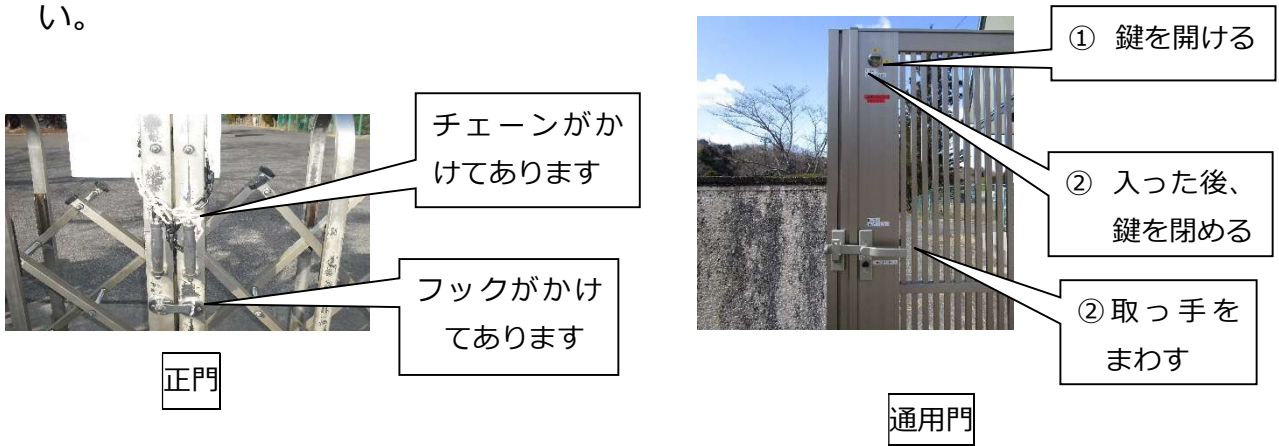
(1) 登降園について

- ① 時間は守ってください。
- ② 登降園は安全な道を選び、毎日決めた道を通りましょう。また、歩くときは必ず手をつなぎましょう。
- ③ 登降園時の送迎は、保護者の方で責任をもっていただき、交通事故防止につとめてください。門扉は保護者の方で責任をもって開閉をしてください。鍵は必ず閉めましょう。
- ④ 中途時間に降園する時、又は保護者以外の方が迎えに来る時は事前に連絡してください。
- ⑤ 欠席する時や、長期欠席後登園する時は事前に連絡してください。
- ⑥ 車を利用される場合は、下記のことを守ってください。
 - 決められた場所に駐車し、必ずエンジンを止め、施錠をしてください。
 - 車上ねらいが多発していますので、車内にはバッグ等を絶対に置かないようにしてください。

- 車からは親が先に降り、必ずこどもの手をつないでください。
- 車中にこどもを残さないでください。

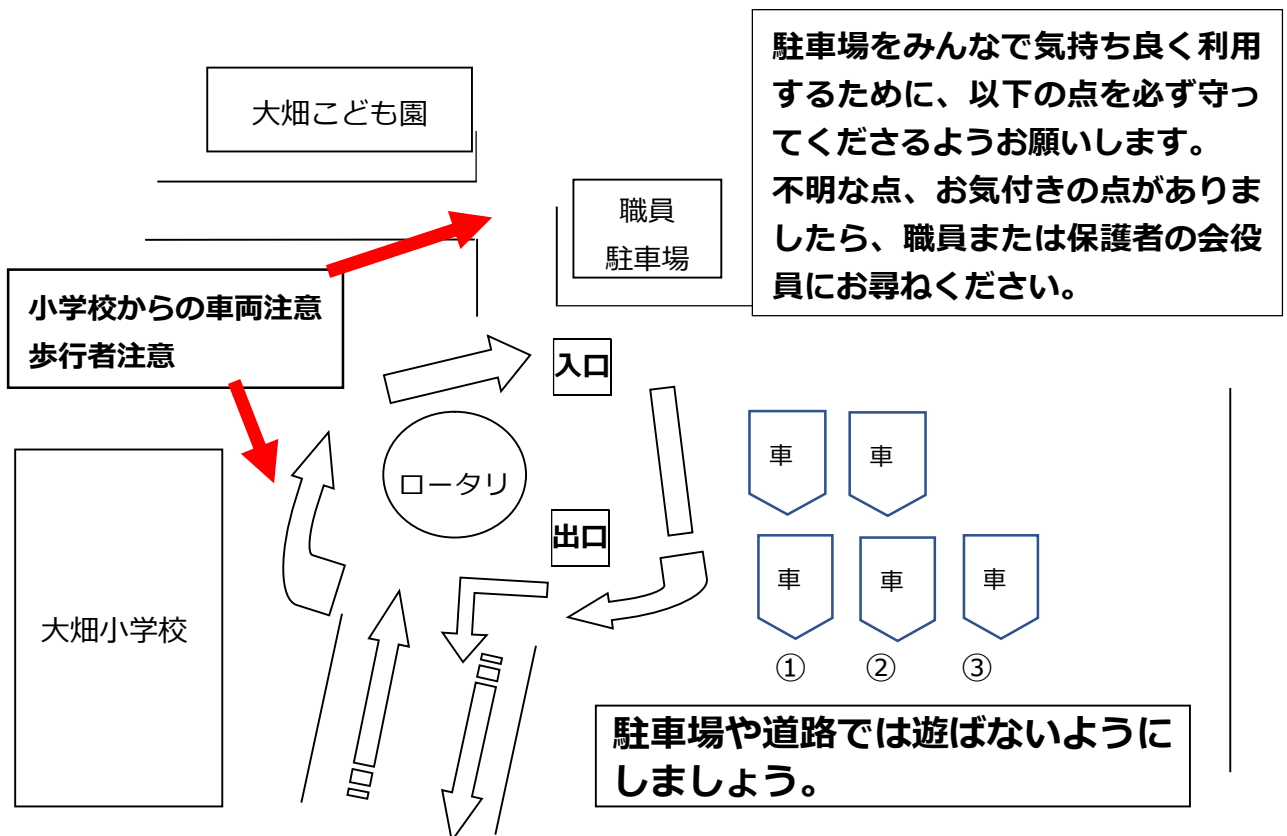
登降園の受付を始め、園への連絡などは保育支援アプリ（コドモン）にて行います。
※園詳細

⑦ 登降園時に使用する門は正門です。朝 9 時を過ぎますと、こども達の安全のため職員が正門を閉めます。それ以後は、正門横の通用門から出入りをしてください。



駐車場利用について

- (ア) 入り口から入り、①の列から順に前向きで駐車してください。
- (イ) ローターは、一方通行になっています。
- (ウ) 駐車場を利用される御家族の方にも、利用方法をお知らせください。
- (エ) 車を詰めて駐車していただく場合もあります。
- (オ) 駐車場内では、必ず徐行し、バック走行はなるべく控えましょう。万が一バックする時は細心の注意を払ってください。



(2) 生活習慣について

- ① 早寝・早起きの習慣をつけましょう。
- ② 大人と一緒に朝食をとりましょう。
- ③ 登園前に排便の習慣をつけましょう。
- ④ 朝夕のあいさつはすすんでしましょう。
- ⑤ 安全の習慣を身につけましょう（交通事故、水難事故、誘拐事件等の防止）。
- ⑥ テレビ・ゲーム等は時間を決めましょう。
- ⑦ スマホやパソコンの使用は控え、ふれあいを大切にしましょう。

(3) 休園日について

休園日は、日曜日、祝日、年末・年始（12月29日から翌年の1月3日まで）、災害等の発生が予測される場合です。なお、土曜日については園によって異なりますので、P29～P31のこども園一覧表を参照ください。

(4) その他

① 朝の受け入れについて

- ・給食室前に設置してあります打刻機を操作してください。
- ・体温を御家庭で測っていただき、コドモンアプリで園へ送信してください。
- ・延長保育申請者の方（15時以降の保育を希望される方）は、**延長保育を利用する日**を、コドモンアプリでお知らせください。
- ・早朝保育を利用される方は、そう・ぱんだ・うさぎ組で受け入れをします。

② 帰りの迎えについて

- ・保育室から帰ります。迎えに来た方から順に朝と同じように打刻機の操作をして、各保育室前に一列で並んでください。お子さんの引き渡しは、降園時間15分前（14時45分）から行います。
- ・毎週水曜日は「交通安全誓いの言葉」の日です。園庭に並んで降園します。保護者の方は14時45分に園庭（園児の後ろ）に集合してください。**入園してすぐは行いません。**令和8年度は5月13日（水）から開始を予定しています。
- ・延長保育を利用される方は、延長の部屋までお迎えをお願いします。

③ 持ち物について

- ・下着（パンツ）の共有の使用は衛生上行いません。お子さんがパンツの換えを必要とした時、自身の着替えが不足している場合は、園用の新品を使用します。その場合、同じ**サイズの新品のパンツ**をお返してください。
- ・排泄物で衣服が汚れた場合は、衛生面を考慮し、トイレの奥の棚に入れておきます。降園時に保護者の方で取りに行き、持ち帰ってください。汚れ物の入っていたバケツを消毒してください。消毒の仕方はトイレに掲示してあります。

④ 土砂災害時について

- ・大畑こども園は土砂災害特別警戒区域に指定されているため、状況によっては、大畑小学校に避難します。避難開始の場合は、「コドモンアプリ」でお知らせします。その場合は、大畑小学校にお迎えをお願いします。

⑤ 月刊絵本・誕生ブックについて

- ・毎月、月刊絵本を教材として使用します。様々な絵本の世界と、その面白さを体験し、言葉、表現、感性等が育まれます。年齢に合わせた絵本を購入していただき、園保育で活用した後、家庭へ持ち帰ります。ご家庭でお子さんとお楽しみください。毎月 460 円程度かかります。
- ・誕生ブックは、誕生月に渡します。420 円程度かかります。

⑥ 写真販売について

- ・行事の時に撮影をして販売するのはカメラマンさんです。写真販売は、インターネット販売のため、後日別紙にて詳細を案内します。

⑦ その他の用品について

- ・各年齢で必要な用品をお願いすることがあります。(参考：令和7年度に年齢に合ったこま(全年齢)など)

9 災害等の発生が予測される場合の登降園等

豊田市では、台風時や地震時及び大雨による災害事故を防ぐため、この地方に警報が発表された時の登降園について、次のようにとり決めていきますので御協力ください。

また、暴風警報等の気象情報については、テレビ、ラジオ、インターネット等の放送又はひまわりネットワークの気象情報を御確認ください。

豊田市内気象警報等の区域については以下の2区域となります。

・西三河北西部 ⇒ 豊田市西部(下記以外の地区)

・西三河北東部 ⇒ 豊田市東部(旭、足助、稲武、下山地区)

◆上記園所在区域に「暴風警報」が発令された場合

- ①警報が発令されて午前6時までに解除された場合は、平常通り保育します。
- ②午前6時までに警報が解除されない場合は、当日の保育を中止します。
- ③園児が園にいる時に発令された場合は、速やかに迎えにきてください。
- ④注意報発令の場合にも気象変化に十分注意して、こどもの危険防止に努めてください。
※園所在区域に「暴風雪警報」「特別警報」が発令された場合も、「暴風警報」発令時と同様の対応となります。

◆上記園所在区域に「大雨警報・洪水警報」が発令された場合

原則保育を実施しますが、園が危険と判断した場合は当日の保育を中止します。

※前日までに台風の接近や、災害級の大雨等が予報されている場合には、翌日の保育を中止する場合があります。該当する場合にはコドモンから連絡しますので、御理解・御協力をお願いします。

◆給食について

①午前6時までに暴風警報の発令が解除された場合は、当日の給食はあります。

なお、保育時間中に暴風警報が発令された場合、その時間・状況により給食を実施できない場合がありますので、御承知おきください。

②前項の規程にかかわらず気象情報等により、事前に暴風警報が発令されると予測される場合は給食を中止することがあります。

この場合においては、給食を中止する日の前日の午前11時までに、コドモンアプリにて連絡します。なお、当日暴風警報が発令されていない場合においても給食はありませんので、弁当を持参してください。

※「特別警報」が発令された場合も、原則「暴風警報」発令時の対応に準じます。

※特定の地域において土砂災害警戒情報、河川氾濫情報、その他の避難指示等が発令された場合は、園の指示に従ってください。

※豊田市から「警戒レベル3・4・5」が発令された地域の方は速やかに避難してください。

◆地震が発生した場合

①豊田市内で震度5弱以上の地震が発生した場合、園から指示があるまで自宅待機とします。

②園児が園にいる時に震度5弱以上の地震が発生した場合は、速やかに迎えにきてください。

③南海トラフ地震臨時情報が発令された場合は、園からの指示に従ってください。

◆Jアラートが発信された場合

①登園前に発信された場合は、園から指示があるまで自宅待機してください。

②保育中に発信された場合は、園からの指示に従ってください。

10 保育料等

こども園等の保育料

(1) 保育料の種類

こども園等の保育時間は以下の4つに分かれます。

【A】基本保育時間	午前8時30分から午後3時まで（月～金曜日）
【B】早朝保育時間	実施している園もあります。
【C】延長保育時間	実施内容は園によって異なるため、詳しくはこども園
【D】土曜日保育時間	等一覧を参照してください。

7:30	8:30	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00
早朝 保育 時間 【B】	基本保育時間【A】（月～金曜日） 月額料金は市民税所得割額等による	延長保育時間【C】 月額				
		(16:00まで) 1,000円 → (17:00まで) 2,000円 →→ (18:00まで) 3,000円 →→→ (19:00まで) 4,000円 →→→→				
月額 1,000 円	土曜日保育（基本保育時間土曜日）【D】 ※一部の園は正午まで 月額1,600円（正午までの園は800円）					

※記載の金額は乳児（0～2歳児）の料金です。幼児（3～5歳児）の料金は0円です。

(2) 【A】基本保育料

平日の午前8時30分から午後3時までの保育にかかる保育料です。

保護者の市民税所得割額等に基づき、基本保育料を決定します。ただし、調整控除以外の各種税額控除（住宅借入金等特別税額控除やふるさと納税等）は加味しません。

幼保連携型認定こども園、小規模保育事業所及び事業所内保育事業所については、この他に実費徴収（施設整備費・園独自の教育経費等）がある場合があり、実費徴収分は無償化の対象外となります。実費徴収の詳細については、直接園にお問合せください。

階層	市民税所得割額	0～2歳児	3～5歳児
A	生活保護世帯	0円	0円
B01・B91	市民税非課税		
C01・C91	48,600円未満		
C02・C92	57,700円未満		
C03・C93	77,101円未満		
D01	97,000円未満	12,000円	0円
D02	169,000円未満	15,000円	
D03	301,000円未満	32,000円	
D04	301,000円以上	37,000円	

(3) 【B～D】早朝・延長・土曜日保育料（以下、「延長保育等」という。）

延長保育等は、保護者の就労形態等に応じて保育を実施します。

ア 利用できない場合

家庭保育が可能な場合は、延長保育等は利用できません。

イ 提出書類

- ・早朝保育等及び春季休業保育等申請書（園で配付）
- ・延長保育等が必要である旨を証明する、要件証明書（就労証明書等）

ウ 申込み

延長保育等の申込み、変更及び取消しは、利用前月の25日までに園に申請書を提出してください。原則として、期限を過ぎてからの変更はできません。

エ 保育料

	0～2歳児（D階層のみ）	・0～2歳児 （A～C階層） ・3～5歳児
【B】 早朝保育料	月額1,000円を加算 ※午前8時から午前8時30分までの園は月額500円の加算	0円
【C】 延長保育料	1時間ごとに月額1,000円を加算	
【D】 土曜日保育料	月額1,600円を加算 ※午前8時30分から正午までの園は月額800円の加算	

オ その他

幼保連携型認定こども園の3～5歳児のうち、保育の必要性がない（1号認定）場合は、延長保育等を利用できません。

ただし、各園が実施する預かり保育を利用できる場合がありますので、直接園にお問合せください。

基本保育料の算定方法

(1) 基本保育料の算定方法

基本保育料は、保護者の市民税所得割額によって算定されます。

算定の対象となる保護者

ア 父	
イ 母	
ウ 家計の主宰者	父、母ともに市町村民税非課税の場合は、父母以外の同居の直系血族（祖父母等）及び高校生以上の兄弟のうち、最も市町村民税額が高い方

なお、父母が別居している場合や、離婚後同居している場合も両親が算定の対象となります。

(2) 基本保育料の階層

こども園等の保育料（2）【A】基本保育料の表において、算定者の市民税所得割額の合計額が該当する階層が基本保育料の階層となります。

(3) 保育料の多子軽減 ※A～C階層は、保育料は無料のためD階層のみ適用

多子世帯においては、そのこどもが何人目のこどもかによって、基本保育料等の軽減措置があります。

【兄弟判定】

生計を一にする兄弟をすべてカウントして何人目のこどもかによって判定します。同居の兄弟は生計を一にするとみなしますが、別居の兄弟の場合、就労、婚姻、海外に居住している場合は生計を一とはみなしません。別居の兄弟であっても生計を一としている場合は、別途書類の提出が必要です。

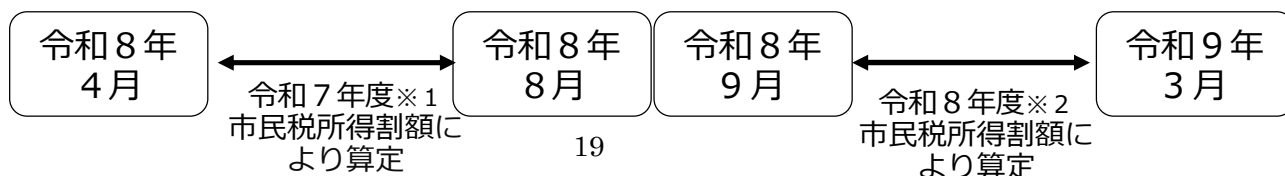
【0～2歳児 保育料の多子軽減表】

	階層	基本保育料	延長保育料等
第1子	D01以上	軽減なし	軽減なし
第2子以降	D01以上	0円	0円

(4) 基本保育料の再算定

最新の税額で保育料を算定するためには基準年度の変更が必要になります。

毎年9月分の保育料の算定から基準年度の変更を行うため、9月分から保育料が変わることがあります。



- ※1 令和7年度市民税所得割額とは令和6年1月1日～12月31日の所得に応じて課税されます。
- ※2 令和8年度市民税所得割額とは令和7年1月1日～12月31日の所得に応じて課税されます。

保育料の支払方法

保育料の納付は口座振替をお願いします。

(1) 手続

入園時にこども園でお渡しする「豊田市市税等預金口座振替依頼・自動払込申込書」に必要事項を記入し、口座振替を希望する金融機関又は郵便局に提出してください。

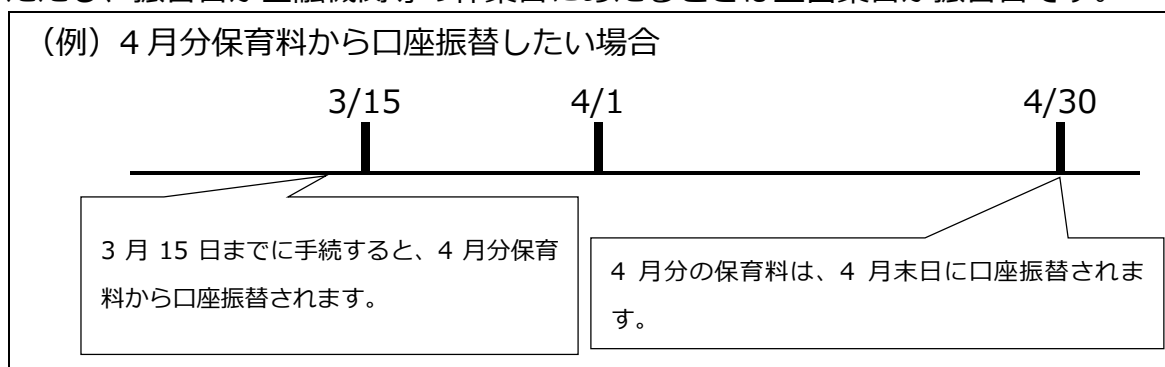
なお、当初入園における提出方法は、園から指示があります。

毎月15日で締切り、翌月分保育料から口座振替が開始されます。

(2) 振替日

毎月月末（ただし12月は25日）に当月分保育料を振替します。

ただし、振替日が金融機関等の休業日にあたる場合は翌営業日が振替日です。



(3) その他

幼保連携型認定こども園・小規模保育事業所・事業所内保育事業所は、各園等が保育料を徴収しますので、直接園等へお問合せください。

令和8年度の振替日は以下のとおりです。

月分	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
日付	4/30	6/1	6/30	7/31	8/31	9/30	11/2	11/30	12/25	2/1	3/1	3/31

※延長保育等利用によって追加で発生した保育料や、残高不足で引落しができなかった保育料については、対象月の翌月の振替日に翌月分保育料と合わせて再振替します。（再振替は対象月毎に1回のみ）

春季・夏季休業保育

春季休業保育及び夏季休業保育期間中は、保護者の就労形態等に応じ保育を実施します（一部の園を除く）。

（１）利用できない場合

家庭保育が可能な場合は利用できません。

（２）提出書類

- ・早朝保育等及び春季休業保育等申請書（園で配付）
- ・要件証明書（就労証明書等）

（３）申込み

事前に利用希望調査を行います。

春季・夏季休業保育の申込み、変更及び取消しは、利用前月の 25 日までに園に申請書を提出してください。原則として、期限を過ぎてからの変更はできません。

（４）春季休業保育及び夏季休業保育期間中にこども園等を利用しない場合の基本保育料

区分	利用しない期間	各月の基本保育料	
春季休業	卒園式※翌日～3/31	3月	基本保育料×16/25
	4/1～入園式※前日	4月	基本保育料×16/25
夏季休業	7/21～7/31	7月	基本保育料×16/25
	8/1～8/31	8月	0円

※公立こども園以外の場合、園によって卒園式・入園式の日付が異なる可能性があります。その場合、公立こども園の卒園式・入園式の日付に合わせて保育料が計算されます。詳しくは園に御確認ください。

（５）その他

幼保連携型認定こども園の3～5歳児のうち、保育の必要性がない（1号認定）場合は、春季・夏季休業保育を利用できません。

ただし、各園が実施する預かり保育を利用できる場合がありますので、直接園にお問合せください。

給食費等その他費用（保育料以外にかかる費用）

以下の支払については、「12 保育支援アプリ（コドモン・エンペイ）の利用」を参照してください。詳細については別途園から指示があります。

（１）災害共済制度（日本スポーツ振興センター）

万一の事故、災害に備えて加入していただく制度です。保育中及び登降園中の事故、災害に対して給付されます。共済掛金（保護者負担額）は年額 240 円又は 200 円です。（園によって異なります。）

※上鷹見、則定、冷田、大蔵、杉本こども園については、制度上、日本スポーツ振興センターの災害共済に加入できないため、民間損害保険会社の傷害保険に加入いたします。保険料（保護者負担額）は、日本スポーツ振興センターに準じます。

(2) 給食費

豊田市では、公立こども園に通園する3歳児～5歳児の給食費について、令和6年度から無料になりました。また、アレルギーや宗教・信条等の理由により弁当を持参される場合は、代替給付を行っています。代替給付の詳細は、豊田市ホームページを御参照ください。



該当ページへの二次元コード→

URL: <https://www.city.toyota.aichi.jp/kurashi/kosodateshien/teate/1060283.html>

保育料等の未納

月々の保育料等は納付期限内にお支払ください。以下は、万が一保育料等が未納になった場合の取扱いです。

(1) 延滞金の発生

納付期限までに支払がなかった保育料に対して、延滞金が発生します。

詳しくは、対象者に送付する督促状の裏面を確認してください。

【対象となる保育料等】

基本保育料・延長保育料等の未納分

(2) 児童手当等からの徴収

児童手当法に基づき、保育料等が一定の期間未納となっている場合に限り、児童手当等を保育料等の支払に充てたいと考えています。

児童手当等からの支払には、あらかじめ申出書を提出する必要があるため、教育・保育施設等利用申込書内【児童手当・特例給付に係るこども園保育料等の徴収に関する申出書】欄への御記名をお願いします。

【対象となる保育料等】

基本保育料・延長保育料等

給食費の未納分（令和5年度以前の滞納分）

【注意事項】

未納額によっては、兄弟姉妹分の児童手当等も支払に充てることがあります。

児童手当等から保育料等未納分を差し引き、残った金額があればその差額が支給されます。

(3) 滞納整理業務を市債権管理課へ移管（へき地保育所：上鷹見等6園を除く）

督促状発送後納付がない場合は、地方自治法及び地方自治法施行令に基づき、市債権管理課が催告や差押等法的手続による滞納整理を予告なく行います。

【対象となる保育料等】

基本保育料・延長保育料等の未納分

(4) 入園決定

過去に保育料等の未納がある場合（既に卒園したこどもの未納を含む）は、こども園等に入園できない場合がありますので、保育課に連絡を取るとともに、早急に納付をお願いします。

幼児教育・保育の無償化（参考）

3歳児から5歳児（満3歳になった後の4月1日から小学校入学前まで）及び住民税非課税世帯の0歳児から2歳児のお子様は、こども園等の利用料が無償化となります。

無償化の給付を受けるためには、認定申請が必要な場合があります。制度概要等を御確認ください。

なお、認定決定が利用日に間に合わない場合は、認定決定までの利用料は無償化の対象外となります。

各施設における無償化対象（○：対象、×：対象外）

分類	対象施設・事業 (分類を越えた併用は原則 不可。市外施設も対象)	保育要件あり ※1 (共働き等)		保育要件なし (専業主婦(夫)等)	
		利用料	在籍園での 預かり保育	利用料	在籍園での 預かり保育
①	私立幼稚園 青木、豊田星ヶ丘、松平大和、飯野ひかり、美里、ひらしば	○ ※2	○上限あり ※3	○ ※2	×
②	私立幼稚園 ①以外の幼稚園	○上限あり ※2,4	○上限あり ※3	○上限あり ※2,4	×
③	認定こども園	○ 延長も対象	○上限あり ※3	○ ※2	×
④	こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所	○ 延長も対象		○	
⑤	企業主導型保育施設	○		×	
⑥	認可外保育施設等、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（預かりのみ）	○上限あり ※5		×	
⑦	障がい児通所施設 (放課後等デイサービスを除く)	○ 分類①から⑥との併用可			

※1 保育要件ありとは、同居の保護者（父、母とも）が以下に該当する場合

就労（月 60 時間以上）、出産、病気・障がい有り、同居親族の看護・介護、就学（月 60 時間以上）、通園・通学の付き添い（月 60 時間以上）、求職活動、災害

※2 満3歳を含む

※3 月 1.13 万円まで。満3歳児の住民税非課税世帯の場合は月 1.63 万円まで。

※4 月 2.57 万円まで。授業料、入園料のみが対象。

※5 合計月 3.7 万円まで。0歳児から2歳児の住民税非課税世帯の場合は月 4.2 万円まで。認可外保育施設は市HPに無償化対象施設の一覧を掲載。

1 1 状況が変わった場合の手続について

【具体的な手続の例】

状況	教育・保育給付認定 変更申請書	要件証明書	時間外変更 申請書等	退園届	備考
離婚・結婚、祖父母と同居・別居など世帯構成が変わった場合	○	-	-	-	【期限】変更になった翌月 1 日
市外へ転出する場合	-	-	-	○	【期限】退園日の 1 5 日前
・税額が変わった場合 ・生活保護の受給を開始・廃止停止した場合 ・世帯員が障がい認定を受けた場合	○	-	-	-	【期限】変更になった翌月 1 日
入園要件が変わる場合 ・仕事の退職・休職 ・出産予定月後 2 か月経過 ・診断書内期間を終了 ・退学 等	○	○	-	-	新しい要件証明書 ※入園要件不要年齢は教育・保育給付認定変更申請書のみでも可 ※求職活動申立書を提出する場合は、求職活動開始後 2 か月以内に就労証明書を提出することが必要
就労証明書等の内容を変更する場合	○	○	-	-	就労時間・育休期間等全項目の変更に必要
早朝保育及び春季休業保育等の申込み、変更及び取消し	-	○	○	-	【期限】利用前月の 2 5 日 ※就労要件の場合の就労証明書を事業所に証明してもらう必要あり

※書類は園にあります。期限までに園へ提出してください。

申請に基づき教育・保育給付認定等を変更します。

この他にも変更の手続が必要な場合がありますので、園又は、保育課に御相談ください。

※市外へ転出する場合、転出日前日の月末まで登園可能です。ただし、5歳児が2月2日以降に転出する場合は、3月末（卒園）まで登園可能です。

◎申込書等に虚偽の内容があった場合

年度の途中でも退園していただきます。

なお、年間を通して就労等実態調査を行いますので、こども園等の適正運営について、御理解と御協力をお願いします。

◎長期間、園をお休みする場合

以下の条件に該当する場合は退園となります。（旧幼稚園型の認定こども園の幼児を除く。）

- ・ 1月の間（31日以上）連続して欠席したとき。
- ・ 3月間連続して各月の開所日数の過半数を欠席したとき。

※4月1日から入園式の前日まで、7月21日から31日まで、8月1日から31日まで、及び卒園式の翌日から3月31日までの間で、春季休業保育、夏季休業保育を利用しないときは上記日数から除くことができます。

12 保育支援アプリ（コドモン・エンペイ）の利用

以下のとおり保育支援アプリ（コドモン・エンペイ）を利用します。

※利用には保護者スマホ等からアプリのダウンロードや登録が必要です（登録方法や登録に必要なID・パスワードは園から別にお知らせします。）。

コドモン

〈活用する主な機能〉

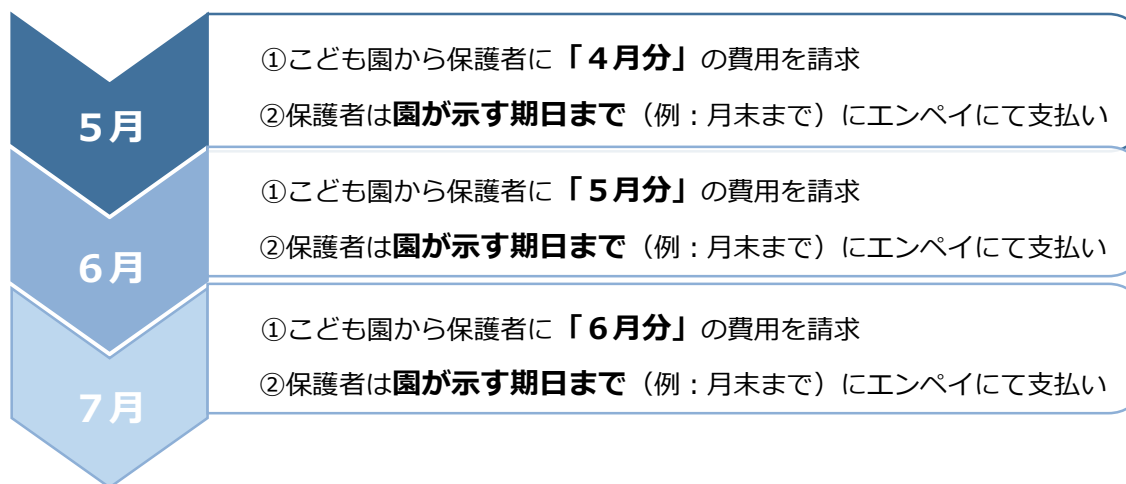
	機能名	使用用途
1	登降園管理	登降園時間の打刻、出欠・遅刻の連絡、迎えの変更などを行います。
2	給食申請	給食を申請する際に使用します。
3	お知らせの配信	園だよりなど保護者宛てのお知らせを配信します。
4	アンケート機能	保護者向けにアンケートを行う際に使用します。
5	行事予定	各園の行事や休園日等を確認する際に使用します。

※日々の登降園管理や給食の申請については、コドモン上で行うこととなりますので、忘れずに登録をお願いします。

エンペイ

諸費（絵本代など）、一時保育料、災害共済掛金の保護者負担金についてはエンペイを用いて園から保護者に請求します。

〈支払の流れ（例）〉



13 その他の取組

紙おむつのサブスクについて

(運用開始：令和4年度)

公立こども園では紙おむつのサブスクを利用することができます。利用を希望される場合は、提供事業者のお申込みフォームからお申込みください。(希望者のみ)

(1) 対象

公立こども園の0～2歳児

(2) 利用方法

本サービスの事業者(BABY JOB 株式会社)と各自で契約を結ぶことで利用可能。

QRコードまたはコドモンのリンク集から登録をして下さい。

【コドモン】アプリ内の「その他」メニュー → 施設からのリンク集

(3) 利用料金

1か月2,508円(税込)(令和7年12月現在)

(4) 紙おむつ・おしりふきの種類

紙おむつ：マミーポコ

おしりふき：ムーニー

(5) 登録期限

利用開始の前月25日まで(4月入園の場合、3月25日まで)

25日を過ぎて登録した場合は、園の先生に「おむつのサブスクを登録しました。」とお声掛けください。なお、日割り計算はできないため、月途中開始の場合は御注意ください。

(6) 解約について

前月の月末までにBABY JOB 株式会社の専用ページから解約手続きを行うと、翌月から利用停止ができます。(日割り計算はありませんので、月途中解約でも1か月分料金が発生します。)

お申込みフォーム



お昼寝ベッドについて

(運用開始：令和5年度)

公立こども園では、保育室内の安全性や衛生面(各種感染症対策等)の充実を図ること、また保護者の負担軽減を目的としてお昼寝ベッドを導入しています。

(1) 対象

公立こども園の0～3歳児

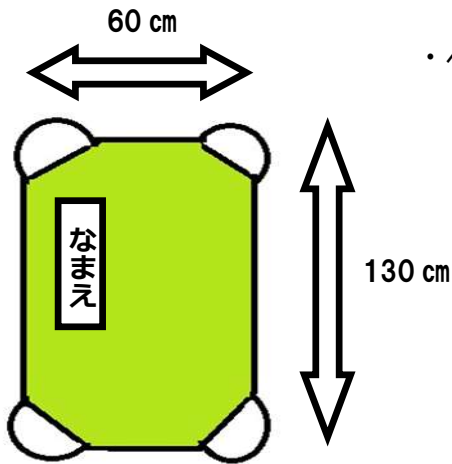
(2) 導入によるメリット

保護者：布団の用意が不要、布団の持ち運び・布団干しの負担軽減

こども：衛生環境の向上<新型コロナウイルスを始めとする各種感染症の感染拡大の防止、埃・ダニの繁殖の抑制、睡眠の安定 など>

(3) 家庭で用意していただくもの

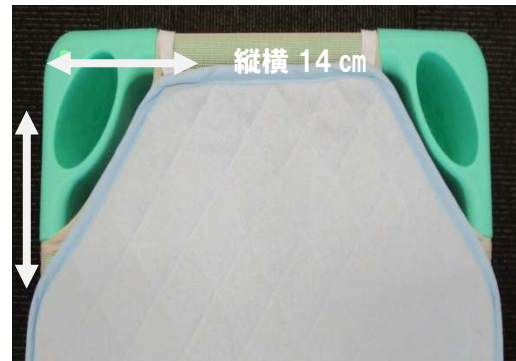
○お昼寝ベッド用シーツ 2枚(洗い替え用)



【作成する例】

- ・ベッドの大きさにあった左のサイズのものを市販品又は作成して御準備ください
- ・生地は自由です
- ・作成する場合は、
 - *布（タオル地、キルティング地など）
 - *ゴム4本（目安：横2~3cm×長さ35cmほど）
 - *四隅を縦横14cmほど三角形に折るを使ってください
- ・シーツの左上に名前を付けてください

【市販品の例】



- 掛布団に代わるもの
（夏）タオルケット （冬）毛布
季節によって使い分けてください。

- シーツ入れ袋
休みの前日にシーツとタオルケット等を袋に入れて持ち帰り、洗濯をして翌週にシーツ袋に入れて持ってきてください。エコバックなどのスーパー袋位の大きさの袋を用意してください。名前を記入してください。



(4) その他

- ・枕は不要です。
- ・シーツや掛布団にかわるものは、体調や気温によって変えて頂くことは可能です。
- ・ベッドのイメージ図とサイズ

【サイズ】縦 134 cm×横 60 cm×高さ 12.3 cm



14 その他の注意事項

- ① こどもの急病などの連絡に備え、連絡先を明確にし、園との連絡を密にしてください。
(携帯電話番号の変更など速やかに連絡してください。)
- ② 住所、勤務先の変更、家族の人員に異動(結婚、離婚、祖父母との同居・別居、死亡など)、保育料算定者の市民税額更正等があった時は、速やかに連絡をし、申請等してください。
- ③ 保育時間中における担任の呼び出しは御遠慮ください。
- ④ こどものこと、保育に関することは、こども園にお気軽に御相談ください。
- ⑤ 退園される場合は、原則15日前までに申し出てください。15日前を過ぎた場合、過ぎた日数分の保育料が発生する場合があります。


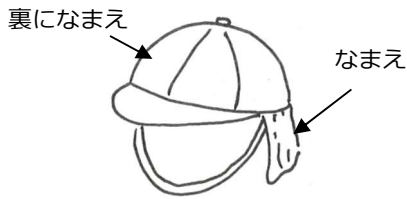
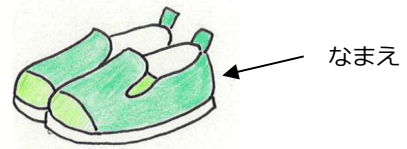

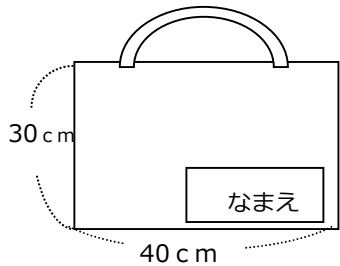
こども園等一覧 (地区別五十音順)

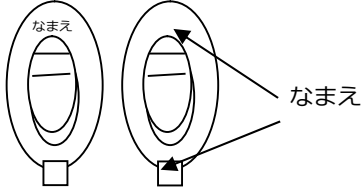
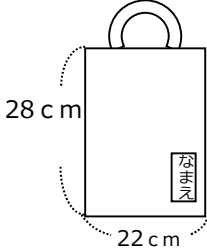
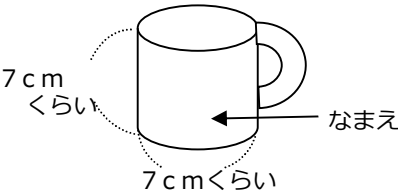
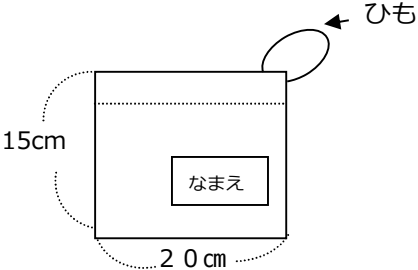
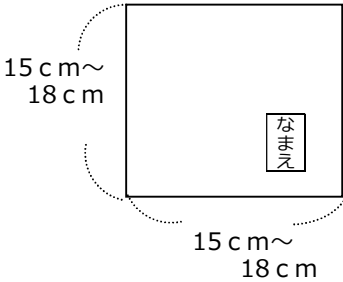
地区	No	園名	所在地	電話 (0565)	受入れが可能な学齢	入園要件が必要な学齢	保育時間	土曜日 保育実施	春・夏季 休業保育実施	認可等
豊田	1	朝日	日南町 5-15-2	32-2212	3-5歳児	3歳児	午前8時30分～午後5時	—	○	公幼
	2	五ヶ丘大和	五ヶ丘 2-19-1	88-1237	6か月-2歳児※	0-2歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(幼)
	3	井上	井上町 9-60-1	45-5010	6か月-2歳児※	0-2歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(幼)
	4	伊保	保見町榿堂坊 28	48-8188	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	公保
	5	いぼばら	大清水町南岬 1-280	31-3340	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	私保
	6	今	今町 7-50-2	28-2285	3-5歳児	3歳児	午前8時～午後4時	正午まで	○	公保
	7	うねべ	畝部西町伊勢神 1-1	21-0405	6か月-5歳児	0-2歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(こ)
	8	梅坪	梅坪町 1-14-1	32-2057	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	公保
	9	永新	永寛新町 5-193	29-0732	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
	10	大畑	篠原町片坂 40-6	48-8288	3-5歳児	—	午前8時～午後4時	正午まで	○	公保
	11	大林	大林町 14-11-13	28-0012	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	公保
	12	上郷	上郷町郷下 15	21-1830	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
	13	上鷹見	上高町古白 344-2	41-2219	3-5歳児	—	午前8時～午後4時	正午まで	○	公保
	14	柳沢とよ	西町 1-76	36-5025	6か月-2歳児	全学齢	午前7時30分～午後7時	○	○	小規模
	15	越戸	越戸町松葉 52-2	45-1073	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	公保
	16	こじま	金谷町 7-30	32-2281	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(こ)
	17	駒場	駒場町新生 69	57-2413	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	公保
	18	拳母	拳母町 5-58	32-0199	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
	19	拳母ルーテル	桜町 1-79	32-1764	6か月-2歳児※	0-2歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(幼)
	20	浄光	宮町 3-64	32-3635	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	私保
	21	浄水ひかり	浄水町 1-43-2	63-5680	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(こ)
	22	浄水松元	浄水町 1-43-3	45-6884	6か月-2歳児※	0-2歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(幼)
	23	寿恵野	鴛鴨町畔畑 227	28-2403	6か月-5歳児	0-2歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(こ)
	24	住吉	住吉町 1-6-3	52-3807	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
	25	青松	朝日ヶ丘 6-41	34-0065	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(こ)
	26	第二いぼばら	大清水町原山 108-7	85-0160	6か月-2歳児	全学齢	午前7時30分～午後7時	○	○	私保
	27	第二青松	朝日ヶ丘 6-45	35-0015	6か月-2歳児	全学齢	午前7時30分～午後7時	○	○	認(こ)
	28	第二わかば	若林東町上り戸 13-3	41-7830	6か月-2歳児	全学齢	午前7時30分～午後7時	○	○	私保
	29	たかね	和会町鳥手 167	21-0404	6か月-5歳児	0-2歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(こ)
	30	高橋	水間町 4-155-1	88-8088	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
	31	たかはら	高原町 5-73-2	34-5141	6か月-2歳児	全学齢	午前7時30分～午後7時	○	○	私保
	32	高美	若林西町長根 64	52-3706	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
	33	竹村	中町経塚 4	52-8508	6か月-5歳児	0-2歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(こ)
	34	中央	四郷町山畑 78-2	45-0066	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	私保
	35	堤	本田町本田 1	52-3053	6か月-5歳児	0-2歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(こ)
	36	堤ヶ丘	堤町道仙 65	52-0166	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
	37	寺部	上野町 1-173	80-2194	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
	38	東海	神池町 2-1236	88-0599	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(こ)
	39	童子山	小坂町 16-51	32-3566	4-5歳児	—	午前8時30分～午後3時	—	—	公幼
	40	透成	西広瀬町清水 30	41-2550	3-5歳児	—	午前8時～午後4時	正午まで	○	公保
地区	No	園名	所在地	電話	受入れが可能	入園要件	保育時間	土曜日	春・夏季	認可等

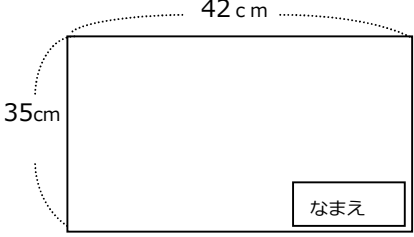
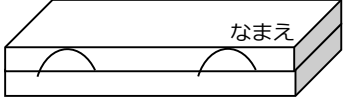
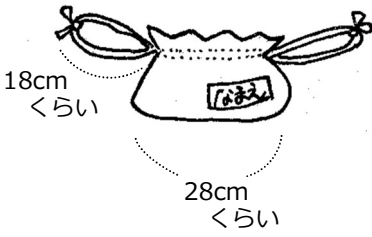
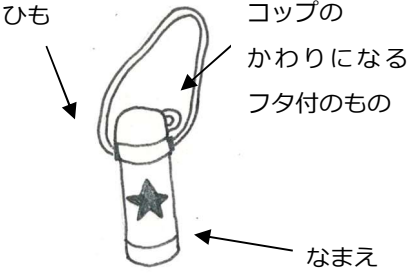
			(0565)	な学齡	が必要な学齡		保育実施	休業保育実施		
豊田	41	渡 刈	渡刈町 3-98	28-8300	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	42	トヨタ	水源町 1-1-1	28-2198	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	43	豊田聖霊	聖心町 4-10-6	28-2178	6 か月-2 歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(幼)
	44	豊田大和キッズ	今町 1-6-2	27-5678	6 か月-2 歳児	全学齡	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	私保
	45	豊田東丘	宝来町 4-758-274	89-7570	6 か月-2 歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(幼)
	46	ナースィーハウス	平芝町 2-2-5	77-6406	4 か月-2 歳児	全学齡	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	小規模
	47	中 金	城見町須田口 6	41-2238	3-5 歳児	—	午前 8 時 ～午後 4 時	正午まで	○	公保
	48	中根山	高岡本町双葉 60	52-3029	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	49	名古屋柳城短期大学附属豊田	市木町 3-19-7	80-0198	6 か月-2 歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(幼)
	50	根 川	下林町 7-41	32-1082	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	51	野 見	美里 5-19	80-0650	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	52	林 丘	大林町 10-15-2	28-1074	6 か月-2 歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	午後 6 時まで	○	認(幼)
	53	東広瀬	東広瀬町蔵屋敷 19-1	41-2112	6 か月-5 歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	54	東保見	保見ヶ丘 4-6-1	48-2221	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	55	東 山	渋谷町 3-978-36	80-6074	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	56	ひかり	矢並町大坪 901-2	80-2280	3-5 歳児	—	午前 8 時 ～午後 4 時	正午まで	○	公保
	57	ひなたぼっこ	若宮町 2-70	34-5008	6 か月-2 歳児	全学齡	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	事業所
	58	平 井	百々町 4-20	80-2193	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	59	平 山	平山町 1-10-1	28-6187	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	60	広 沢	舞木町焼山 1102-23	44-0288	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	61	藤 藪	豊栄町 3-120	28-4717	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	62	保見ヶ丘	保見ヶ丘 5-1-1	48-1500	6 か月-2 歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(幼)
	63	本 地	本地町 2-51-1	27-2662	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	64	益 富	志賀町箕平 77-1	80-0365	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	65	松 平	九久平町築場 52	58-0070	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	66	丸 山	丸山町 3-30	28-0744	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	67	みずほ	瑞穂町 2-5	32-7380	4 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	68	御 船	御船町山屋敷 78-30	45-1215	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	69	宮 口	宮口町 2-50	32-6727	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
70	美 山	美山町 4-47-1	41-8812	6 か月-2 歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(幼)	
71	みるみる園	京町 4-3-9	31-5875	6 か月-2 歳児	全学齡	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	事業所	
72	美 和	百々町 9-43	88-2230	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保	
73	杜のひかり	大清水町大清水 100-1	45-9966	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)	
74	山之手	山之手 1-78-1	28-1101	4-5 歳児	—	午前 8 時 30 分～午後 3 時	—	—	公幼	
75	竜 神	竜神町神田 60	28-8200	6 か月-5 歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)	
76	若 園	中根町永池 192-18	52-3820	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保	
77	わかば	若林東町上外根 86-2	52-1838	4 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	私保	
78	若 林	若林東町東山 47-1	52-8350	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保	
79	若 宮	若宮町 6-2-5	32-3200	6 か月-5 歳児	全学齡	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保	

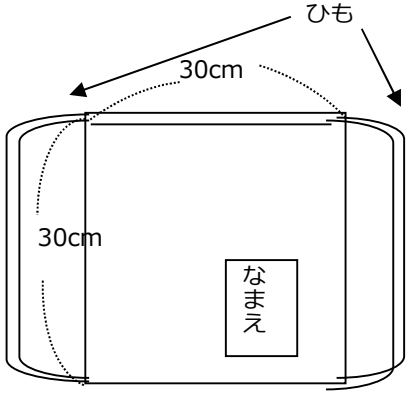
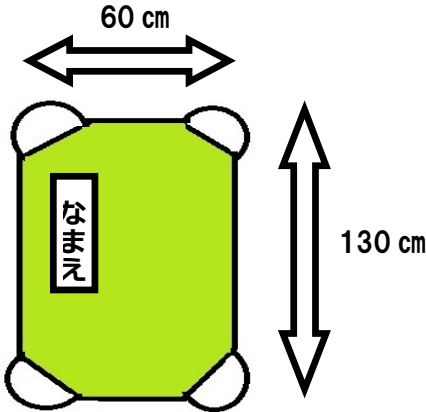
地区	No	園名	所在地	電話 (0565)	受入れが可能な学齢	入園要件が必要な学齢	保育時間	土曜日 保育実施	春・夏季 休業保育実施	認可等
藤岡	80	飯野	藤岡飯野町出口 1122	76-2667	5か月-5歳児	全学齢	午前7時30分～午後7時	○	○	公保
	81	石畳	白川町大根 1271-1	76-1998	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
	82	木瀬	木瀬町浜居場 248-1	76-1765	3-5歳児	—	午前8時～午後4時	正午まで	○	公保
	83	中山	西中山町蔵屋敷 136-1	76-4436	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	公保
	84	中山松元	西中山町後田 93-6	76-3033	6か月-2歳児※	0-2歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(幼)
小原	85	大草	小原町北洞 268-2	65-2045	6か月-5歳児	0-2歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
	86	道慈	乙ケ林町下立 122-1	65-2733	3-5歳児	—	午前8時～午後4時	正午まで	○	公保
足助	87	足助もみじ	岩神町築瀬 25-1	62-0685	6か月-5歳児	0-2歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	公保
	88	大蔵	大蔵町本城 13-1		3-5歳児	—	午前8時～午後4時	正午まで	○	公保
	89	則定	則定町前田 5	63-2051	3-5歳児	—	午前8時～午後4時	正午まで	○	公保
	90	冷田	冷田町上冷田 38	63-2310	3-5歳児	—	午前8時～午後4時	正午まで	○	公保
下山	91	大沼	大沼町船橋 21	90-3021	6か月-5歳児	0-2歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
	92	東部	羽布町川合 23-2	90-3173	3-5歳児	—	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
旭	93	小渡	下切町下切 10		3-5歳児	—	午前8時30分～午後3時	—	—	公幼
	94	杉本	杉本町三斗成 36	68-2701	6か月-5歳児	0-2歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
稲武	95	稲武	武節町神田 96-1	82-2025	6か月-5歳児	0-2歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保

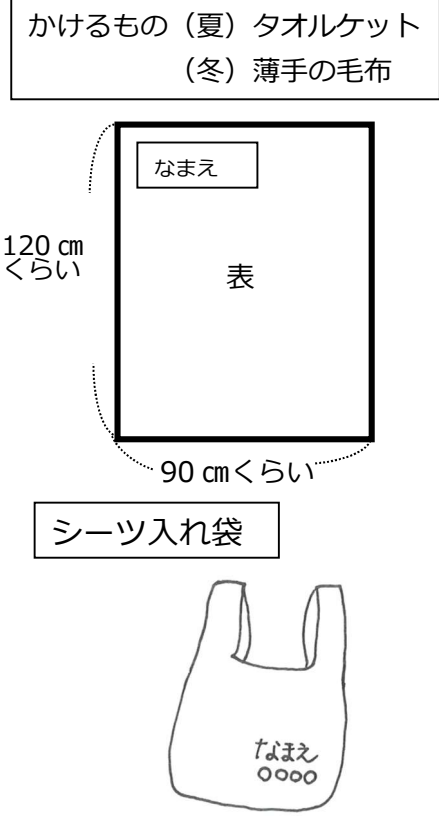

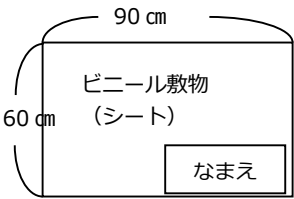
★園生活に必要な持ち物及び準備していただくもの★

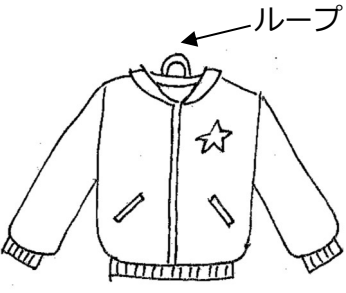
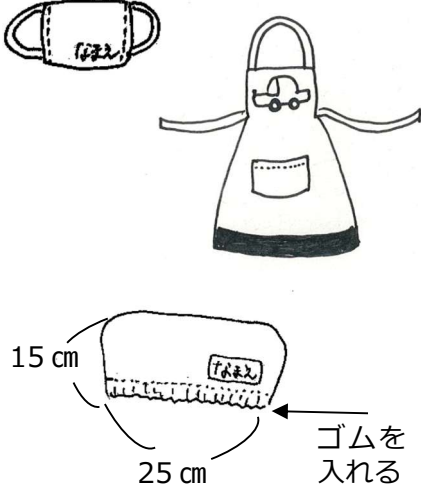
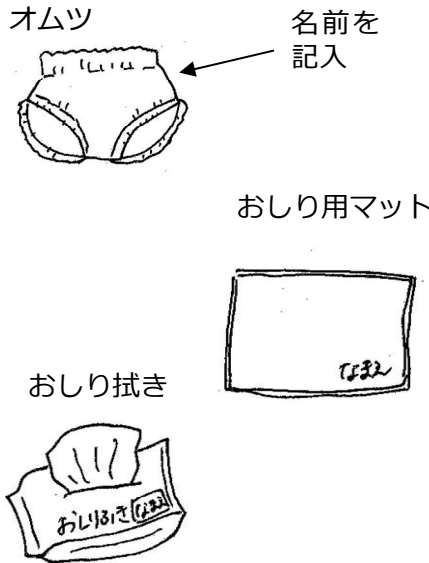
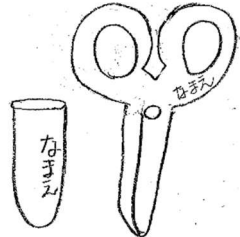
	サイズ等	内容及び用途等
通園カバン		<ul style="list-style-type: none"> ・ コップ、箸セットを毎日入れます。 ・ キーホルダーなどは、危険防止のためお守りを含め、1個のみにしてください。 <p>※ ハンカチ・ティッシュは通園カバンに入れず、上着やズボン・スカートなどのポケットに入れて登園してください。</p>
カラー帽子 (タレ付き)		<ul style="list-style-type: none"> ・ 登降園時及び園内で使用します。(年間使用) ・ 名前は、帽子裏の名前記入欄 <u>2箇所</u>にフルネームで書いてください。 ・ 3歳児(赤) 4歳児(黄緑) 5歳児(青)です。 <p>帽子の裏面は黄色の物にしてください。</p>
運動靴		<ul style="list-style-type: none"> ・ 自分で脱ぎ履きがしやすく、足のサイズに合った、動きやすいものにしてください。 ・ クロックス、ブーツ、サンダル、底の厚いものなどは、避けてください。 ・ 名前はよく見える場所に書いてください。
名札		<ul style="list-style-type: none"> ・ 入園・進級式で配布します。(園から貸し出しし、園保管します) ・ 裏面は記入しなくてよいです。 ・ 登園後、服の左胸側につけてください。降園時に外してください。 ・ 使用期間は1か月程度を予定しています。
手提げ袋		<ul style="list-style-type: none"> ・ 絵本の貸し出し用や製作物などの持ち帰り用として使用します。 ・ 持ち帰ったら翌日、園に持ってきてください。 ・ 名前は右下にはっきりと分かるよう、あて布に書いて外側につけてください。 ・ キルティングのような厚手の布にしてください。

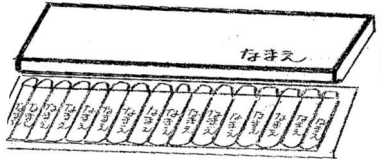
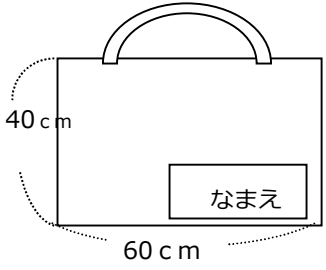
<p>シューズ</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 前の部分とかかとの2箇所に名前を書いてください。(左右の区別がつくような工夫があるとお子さんが履きやすいです) ・ シューズは毎週末に持ち帰り、洗って週初めに持たせてください。
<p>シューズ袋</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ シューズ袋は、自分で出し入れしやすいものにしてください。 ・ 名前はあて布に書いて、外側につけてください。 ・ 成長と共に足のサイズが変わるので、少し大きめに作ってください。
<p>コップ</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ うがいをしたり、給食時に牛乳やお茶を飲んだりして使用します。落としても壊れにくいプラスチック製のものを毎日洗って持ってきてください。 ・ 持ち手のついたもので安定のよいものにしてください。 ・ 名前が消えやすいので、確認して薄くなっていたら書き直してください。
<p>コップ袋</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ コップの出し入れがしやすいように、薄手の布で左記のサイズと同じ大きさに用意してください。(洗い替えがあると便利です) ・ 名前は白布に書き、縫い付けてください。
<p>タオルハンカチ</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 左記のサイズくらいのタオルハンカチにしてください。 ・ 給食時の手洗いや食事中、食後の口拭きに使用しますので、ナフキン、箸セットと一緒に袋に入れてください。 ※ポケットに入れるハンカチとは区別して用意してください。 ・ 毎日、清潔なものを持ってきてください。(洗い替えが2～3枚があると便利です)

<p>ナフキン</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 給食時に食器を置いて使用します。 ・ 毎日、清潔なものを持ってきてください。 (洗い替えが2～3枚あると便利です) ・ 市販の物を使用される時は、<u>サイズに合わせて縫ってください。</u>
<p>箸セットと箸袋</p>	<p>< 箸セット ></p>  <p>< 箸袋 ></p>  <ul style="list-style-type: none"> ・ マチがあると入れやすいです ・ 箸セットを横にして入れます 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 箸セットは、箸・スプーン・フォークの3点セットです。(入園当初、<u>3歳児は箸を使用しません。詳しくは入園式にて担任からお知らせします</u>) ・ ケースや箸は、彫ったり、こまめに油性ペンで書き直したりして名前が消えないようにしてください。 ・ 給食時に使用し毎日持ち帰ります。必ずきれいに洗い、乾燥させて持たせてください。 ・ 箸セットは、市より配布されます。配布後の破損、紛失は個人負担となります。 (メグリア本部店・井上店・藤岡店などで購入できます) ・ 袋は出し入れしやすいよう、薄手の布で作ってください。<u>袋の中に箸セットとナフキンとタオルハンカチを入れてください。</u>
<p>水筒</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 水筒の中身は、お茶を入れてください。 ・ ストロー式や直飲み式のもの是不衛生になるので、コップ付きのものを用意してください。 <p>※肩からかけられるよう紐付きのものにしてください。(園外に出かける時は肩から掛けます。</p> <p>弁当の時は子どもが持ち運びしやすく荷物をまとめるために、<u>水筒はリュックサックに入るものがよいです</u>)</p>

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">着替え入れ袋</p>	<p>ナップサック型の物をお願いします。(災害時持ち出すため)</p> 	<ul style="list-style-type: none"> 園で衣服が汚れた時に使用します。肌着、パンツ (2) 靴下 (2) Tシャツ、ズボン又はスカート、上着、ハンカチ (2)、フェイスタオルを着替え袋の中にまとめて入れておいてください。すべてに名前を記入し、使用した場合、翌日には補充しておいてください。 ※災害時の非常持ち出しにも使用するので1つの袋にまとめて入れるようにしてください。 ※出し入れしやすいように薄手の布にしてください。 ※汚れ物を持ち帰るためのビニール袋(結ぶことができるもの)を、袋の中に入れておいてください。ビニール袋にも必ず名前を書いてください。使用したら補充をお願いします。
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">昼寝用シート</p>	<p>昼寝ベット用シート (2枚) (洗い替え用込み)</p> 	<ul style="list-style-type: none"> 昼寝が始まるまでに用意してください。 3歳児については昼寝ベットで寝ます。慣らし保育終了後から昼寝をします。 ベットの大きさにあった左のサイズのもの、市販品又は作成してご準備ください。 生地は自由です。 作成する場合は(P26)を参考にしてください。 シートの左上に名前を付けてください。 4、5歳児については夏季休業保育を利用する場合、昼寝をします。 なお、4、5歳児は昼寝ベットを使用せず、ゴザの上に昼寝用シートを敷いて寝ます。タオルケット、バスタオルで代用可です。

<p>かけるもの・シーツ入れ袋</p>	<p>かけるもの（夏）タオルケット （冬）薄手の毛布</p>  <p>120 cm くらい</p> <p>90 cm くらい</p> <p>なまえ</p> <p>表</p> <p>シーツ入れ袋</p> <p>なまえ 0000</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 季節によって使い分けてください。 ・ 週初めには昼寝ベッドにシーツを付け、かけるものを広げておいてください。 ・ 名前を左上につけてください <ul style="list-style-type: none"> ・ エコバックなどのスーパー袋位の大きさの袋を用意してください。 ・ 毎週末シーツとタオルケット等を袋に入れて持ち帰り、かけるものとシーツの洗濯をして、清潔なものを月曜日に持ってきてください。
<p>リュックサック</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 園外保育、弁当日に使用します。 ・ <u>弁当、水筒、おしぼり（濡らしたもの）、コップ、ビニール敷物（シート）着替え（必要な方）</u>が入る大きさのものを選びましょう。 ・ 弁当入れ袋は、自分で簡単に出し入れできる物に入れてください。 ・ リュックサックは、体の大きさに合ったもの、自分で扱いやすいものにしてください。 ・ 肩掛けひもが落ちないように、ずり落ち防止ベルトがあるとよいです。
<p>ビニール敷物と袋</p>	 <p>90 cm</p> <p>60 cm</p> <p>ビニール敷物 (シート)</p> <p>なまえ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 弁当日に使用します。 ・ 敷物の大きさは、<u>一人が座れるサイズ</u>のもので、 ・ 自分で扱いやすく、たたみやすいものがよいです。 ・ 敷物を入れる袋は、名前を書いた厚手のビニール袋を用意してください。

<p>冬の防寒着</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 冬場に使用します。 ・ 脱いだ時にフックに掛けますので、襟の内側に丈夫な紐などでループを付けてください。 ・ 戸外で遊ぶ時の安全面を考慮し、フードなしのものを選ぶようにしましょう。
<p>クッキング用エプロン・帽子・マスク</p>	<p>4、5歳児</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4歳児2月頃より、クッキングで使用します。 ・ 市販のもので構いませんが、お子さんが自分で着脱しやすいように工夫してください。 ・ 頭にかぶるものは、衛生面とかぶりやすさから帽子がよいです。 ・ 巾着袋に入れてきてください。 ・ マスクはクッキング用を準備してください。 ・ 全て名前の記入をしてください。
<p>オムツ・おしり用マット・おしり拭き (トイレトレーニング中の方)</p>	<p>必要な方</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ オムツ (5枚くらい)、おしり用マット (1枚)、おしり拭き (1袋) を用意してください。 ・ オムツ替えの時、清潔を保つことができるよう、おしり用マットを使用します。ハンドタオルぐらいの大きさで、洗濯ができる物を準備してください。洗い替えがあるとよいです。毎日、降園時に持ち帰り洗濯をお願いします。持ち帰る時に入れ物の消毒をしてください。 ・ 使用後のオムツの処理は園が行います。 ・ 全て名前を記入してください。
<p>はさみ</p>	<p>4、5歳児</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 製作で使用します。園保管します。 ・ 刃先が丸い子ども用の<u>キャップ付き</u>のはさみではさみ本体とキャップそれぞれに名前を書いてください。 ・ お子さんの聞き手に合わせて右利き用、または左利き用を用意してください。

クレパス・パズセル	<p>4、5歳児</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・製作で使します。園保管します。 「サクラクレパス16色」または、「ペンてるパズセル16色」を用意してください。 ・箱の表、裏と、1本ずつに名前を書いてください。
作品袋		<ul style="list-style-type: none"> ・4つ切りの画用紙に絵を描いたり、空き箱製作をした作品を入れて持ち帰ります。(1か月に1回程度) ・作品を入れて持ち帰りますので、御家庭に持ち帰ったら、中身を出して、作品袋は園に持ってきてください。次の持ち帰りまで、園で保管します。

★用品購入について

入園式までに必要な用品の準備をお願いします。

金沢屋洋品店・・・豊田市西町 3-23-1 (市役所東)

TEL/fax (0565) 32-0308

通園かばん	2, 530円
カラー帽子 (タレ付き、裏黄色)	1, 050円 (Lサイズは1, 200円) 3歳児 (赤) 4歳児 (黄緑) 5歳児 (青)

※ 持ち物には、必ず記名をお願いします。

兄弟姉妹の名前は、書き替えていただきたいと思ひます。

間違いを防ぐため、お手数ですが、よろしくお願ひします。